

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年3月13日提出
【計算期間】	第1特定期間（自 平成20年8月29日 至 平成20年12月15日）
【ファンド名】	B R I C s プラス V I S T A 短期債券ファンド
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 雄輔
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8 階
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【連絡場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8 階
【電話番号】	03-5542-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 信託金の限度額

- ・ 受託会社と合意の上、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託／バランス型[※]に分類されます。

※ 「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「信託約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行なうもの」として分類されるファンドです。

④ ファンドの特色

- (A) 当ファンドは、以下に掲げるマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。各マザーファンドへの投資を通じて、実質的にB R I C sおよびV I S T A^{※1}各国の現地通貨建ての短期ソブリン債券等(ソブリン債券等には、国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。)に投資を行ない、安定した収益の確保および中長期的な信託財産の成長を目指します。

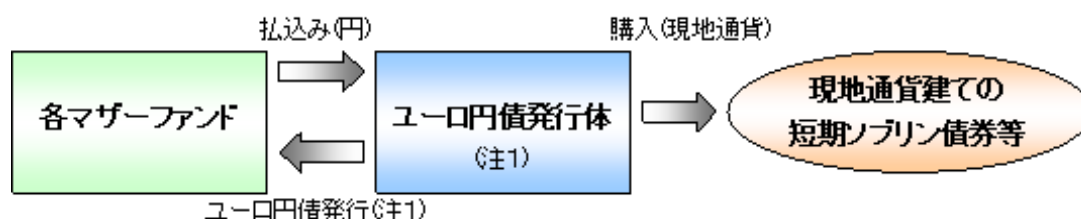
なお、投資対象国のなかには、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される場合があります。そのような場合には、当該投資対象国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債^{※2}への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバラブル・フォワード(N D F)^{※3}等を通じて投資を行ないます。

- ・ 「ブラジル・レアル・マザーファンド」
- ・ 「ロシア・ルーブル・マザーファンド」
- ・ 「インド・ルピー・マザーファンド」
- ・ 「中国・元・マザーファンド」
- ・ 「ベトナム・ドン・マザーファンド」
- ・ 「インドネシア・ルピア・マザーファンド」
- ・ 「南アフリカ・ランド・マザーファンド」
- ・ 「トルコ・リラ・マザーファンド」
- ・ 「アルゼンチン・ペソ・マザーファンド」

※1 B R I C sとは、ブラジル連邦共和国(以下、「ブラジル」といいます。)、ロシア連邦(以下、「ロシア」といいます。)、インドおよび中華人民共和国(以下、「中国」といいます。))をいいます。V I S T Aとは、ベトナム社会主義共和国(以下、「ベトナム」といいます。)、インドネシア共和国(以下、「インドネシア」といいます。)、南アフリカ共和国(以下、「南アフリカ」といいます。)、トルコ共和国(以下、「トルコ」といいます。))およびアルゼンチン共和国(以下、「アルゼンチン」といいます。))をいいます。(以下、同じ。)

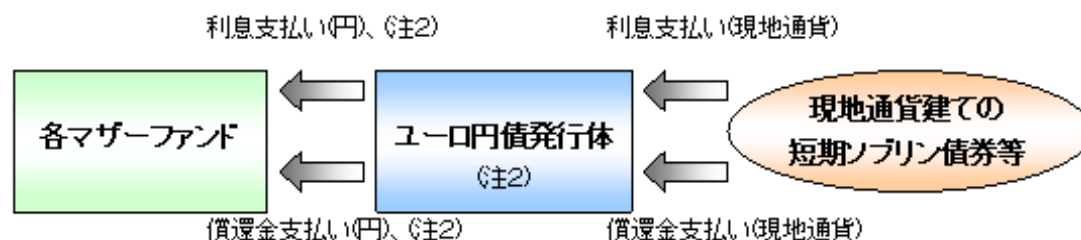
※2 ユーロ円債の発行体である金融機関が、現地通貨建ての投資対象国の債券を購入し、そこから得られる収益をユーロ円債を通じてファンドに還元する仕組みです。このため、制度上の規制、流動性および効率性の観点から、現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される投資対象国へ投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されます。ただし、ユーロ円債発行には諸経費がかかり、また、ユーロ円債の発行体の信用リスクを負うこととなります。

ユーロ円債の取引フロー ＜発行時＞



（注1）： ユーロ円債の発行体は、ユーロ円債の取得時において、指定格付機関から原則としてA格以上の格付けを有している機関とします。また、ユーロ円債への投資に伴い、ユーロ円債発行体の信用リスクが発生します。

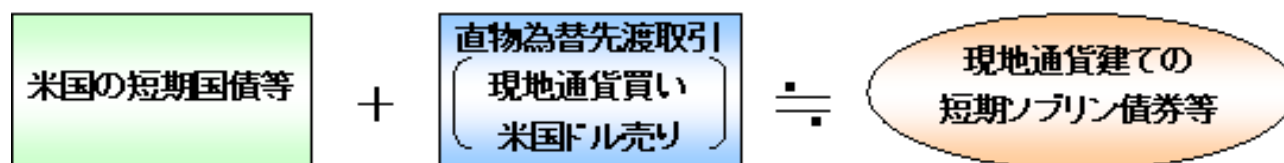
ユーロ円債の取引フロー ＜期間中・償還時＞



（注2）： 利息や償還金の支払い金額は、発行体が受取った現地通貨建ての利息や償還金を「為替決定日」における「為替レート」で円に転換し、円で支払われます。このため、円ベースの利息収入や償還金は、現地通貨の対円レートの変動による影響を受けます。「為替決定日」は、通常、現地通貨建ての短期ノンプリン債券等の利払い日または償還日となります。

※3 直物為替先渡取引のうち現地通貨の受け渡しを行わず、取引レートと決済レートの差額を米ドルなどの主要通貨を使って行う取引をいいます。当ファンドでは、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される投資対象国の通貨を対象として行ないます。また、本取引と米国の短期国債等を組み合わせることにより、前述した直接投資を行なうことが困難または適当でない投資対象国へ投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されます。

**直物為替先渡取引による
現地通貨建て短期ソブリン債券等のリターン複製 <例>**



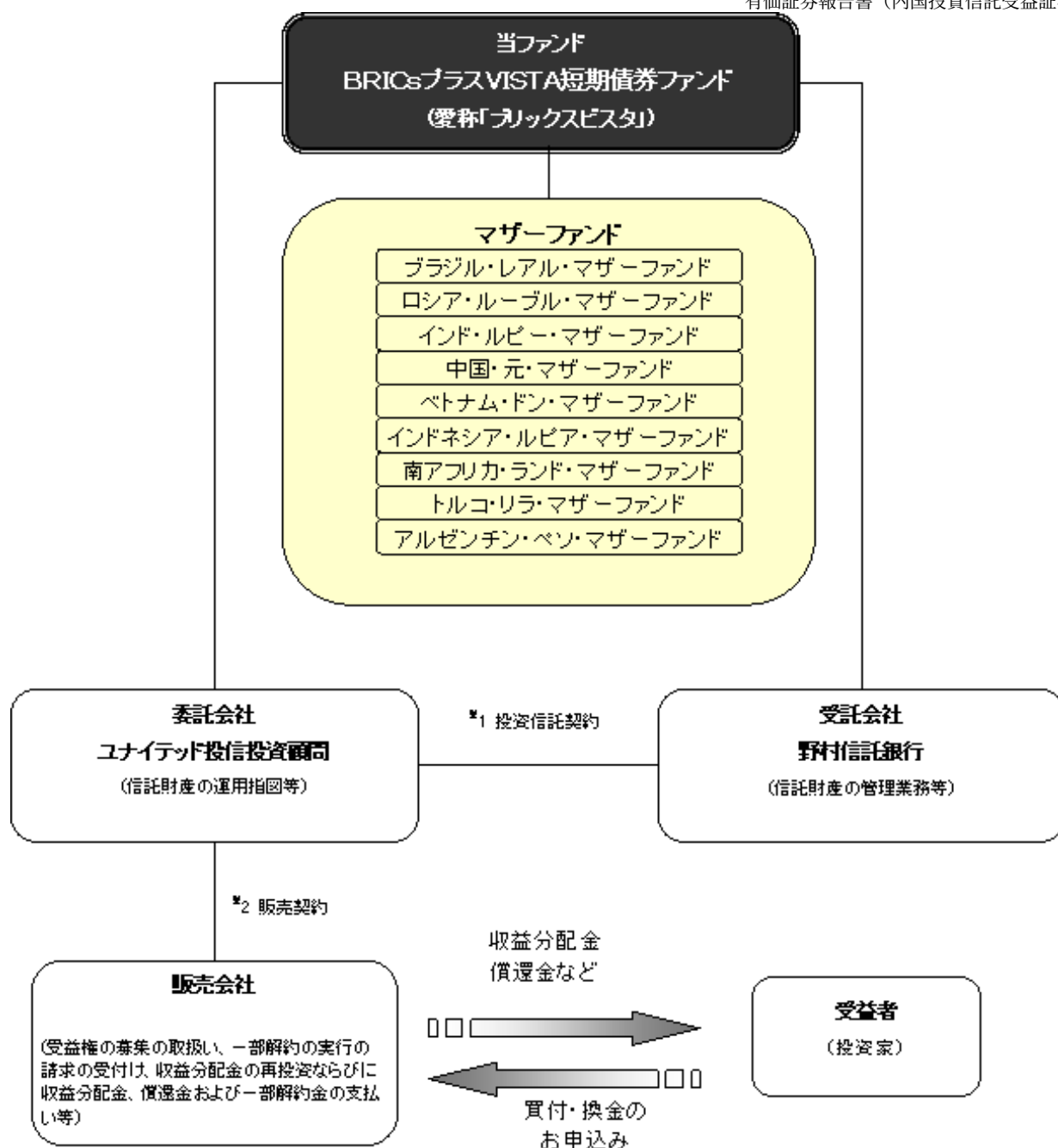
米国の短期国債等と直物為替先渡取引を組み合わせることにより、現地通貨建て短期ソブリン債券等のリターンを複製することを目指します。

(注) 直物為替先渡取引は、概ね米国と複製を目指す投資対象国の金利差を反映して決まっていますが、需給によって金利差が有利になる場合または不利になる場合があります。

- (B) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (C) 各マザーファンドへの投資配分比率は等配分を基本とします。また、四半期毎に投資配分比率が等配分となるようにリバランスを行ないます。
- (D) 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。
- (E) 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (F) 運用はファミリーファンド方式で行ないます。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの関係法人



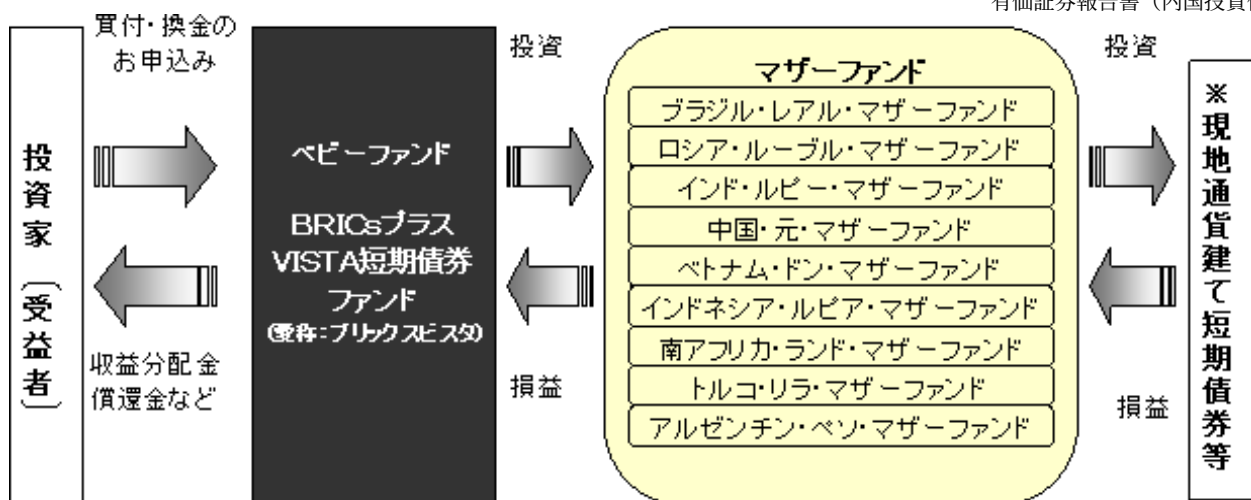
※1 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の運営方法や信託財産の管理方法、委託会社と受託会社の権利義務関係、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。

※2 投資信託の販売等に関するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う受益権の募集、解約請求の受付等の業務内容に関する取り決め等の内容が含まれています。

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式[※]で運用します。

※ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行なう仕組みです。



※ユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバブル・フォワード（NDF）等を通じて投資を行なう場合を含みます。

③ 委託会社の概況

(A) 資本金 ： 10億3,000万円（平成21年1月30日現在）

(B) 沿革

平成11年 9月17日 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの100%子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立。

平成11年10月26日 証券投資信託委託業の認可取得。

平成12年10月 6日 オールド・ミューチュアル(U.S.)ホールディングス・インクの傘下となる。

平成16年 1月20日 投資顧問業者として登録。

平成17年 3月30日 日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。

平成17年10月31日 投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更。

平成19年 9月30日 金融商品取引業者として登録。

(C) 大株主の概況

（平成21年1月30日現在）

氏名又は名称	住 所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,100株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- (A) 安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (B) 各マザーファンドへの投資を通じて、実質的にB R I C sおよびV I S T A各国の現地通貨建ての短期ソブリン債券等(ソブリン債券には、国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。)に投資を行い、安定した収益の確保および中長期的な信託財産の成長を目指します。
- (C) 各マザーファンドへの投資配分比率は等配分を基本とします。また、四半期毎に投資配分比率が等配分となるようにリバランスを行います。
- (D) 投資対象国のなかには、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行うことが困難または適当でないと判断される場合があります。そのような場合には、当該投資対象国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバラブル・フォワード(N D F)等を通じて投資を行ないます。
- (E) 各マザーファンドの合計組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (F) 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (G) 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

- 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 運用の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてユナイテッド投信投資顧問株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「ブラジル・リアル・マザーファンド」、「ロシア・ルーブル・マザーファンド」、「インド・ルピー・マザーファンド」、「中国・元・マザーファンド」、「ベトナム・ドン・マザーファンド」、「インドネシア・ルピア・マザーファンド」、「南アフリカ・ランド・マザーファンド」、「トルコ・リラ・マザーファンド」および「アルゼンチン・ペソ・マザーファンド」（以下、「各マザーファンド」もしくは「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証券
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをい

います。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝす。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝす。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

当ファンドが投資対象とする各マザーファンドの概要

1. ブラジル・リアル・マザーファンドの概要

運用方針	・ 安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 ・ 主として、ブラジルの現地通貨建て短期ソブリン債券等に投資を行ないます。ただし、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される場合には、当該投資対象国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバブル・フォワード(NDF)等を通じて投資を行ないます。 ・ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
信託期間	無期限
収益分配方針	収益分配は行いません。
信託報酬率等	信託報酬はかかりません。有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料)等がかかります。

2. ロシア・ルーブル・マザーファンドの概要

運用方針	・ 安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 ・ 主として、ロシアの現地通貨建て短期ソブリン債券等に投資を行ないます。ただし、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される場合には、当該投資対象国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバブル・フォワード(NDF)等を通じて投資を行ないます。 ・ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
信託期間	無期限
収益分配方針	収益分配は行いません。
信託報酬率等	信託報酬はかかりません。有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料)等がかかります。

3. インド・ルピー・マザーファンドの概要

運用方針	・ 安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 ・ 主として、インドの現地通貨建て短期ソブリン債券等に投資を行ないます。ただし、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される場合には、当該投資対象国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバブル・フォワード(NDF)等を通じて投資を行ないます。 ・ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
------	--

主な投資制限	・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。 ・ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
信託期間	無期限
収益分配方針	収益分配は行いません。
信託報酬率等	信託報酬はかかりません。有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料)等がかかります。

4. 中国・元・マザーファンドの概要

運用方針	・ 安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 ・ 主として、中国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に投資を行ないます。ただし、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される場合には、当該投資対象国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバラブル・フォワード(NDF)等を通じて投資を行ないます。 ・ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。 ・ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
信託期間	無期限
収益分配方針	収益分配は行いません。
信託報酬率等	信託報酬はかかりません。有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料)等がかかります。

5. ベトナム・ドン・マザーファンドの概要

運用方針	・ 安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 ・ 主として、ベトナムの現地通貨建て短期ソブリン債券等に投資を行ないます。ただし、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される場合には、当該投資対象国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバブル・フォワード(NDF)等を通じて投資を行ないます。 ・ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
信託期間	無期限
収益分配方針	収益分配は行いません。
信託報酬率等	信託報酬はかかりません。有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料)等がかかります。

6. インドネシア・ルピア・マザーファンドの概要

運用方針	・ 安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 ・ 主として、インドネシアの現地通貨建て短期ソブリン債券等に投資を行ないます。ただし、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される場合には、当該投資対象国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバブル・フォワード(NDF)等を通じて投資を行ないます。 ・ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
------	---

主な投資制限	・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。 ・ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
信託期間	無期限
収益分配方針	収益分配は行いません。
信託報酬率等	信託報酬はかかりません。有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料)等がかかります。

7. 南アフリカ・ランド・マザーファンドの概要

運用方針	・ 安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 ・ 主として、南アフリカの現地通貨建て短期ソブリン債券等に投資を行ないます。ただし、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される場合には、当該投資対象国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバブル・フォワード(NDF)等を通じて投資を行ないます。 ・ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。 ・ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
信託期間	無期限
収益分配方針	収益分配は行いません。
信託報酬率等	信託報酬はかかりません。有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料)等がかかります。

8. トルコ・リラ・マザーファンドの概要

運用方針	・ 安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 ・ 主として、トルコの現地通貨建て短期ソブリン債券等に投資を行ないます。ただし、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される場合には、当該投資対象国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバブル・フォワード(NDF)等を通じて投資を行ないます。 ・ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
信託期間	無期限
収益分配方針	収益分配は行いません。
信託報酬率等	信託報酬はかかりません。有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料)等がかかります。

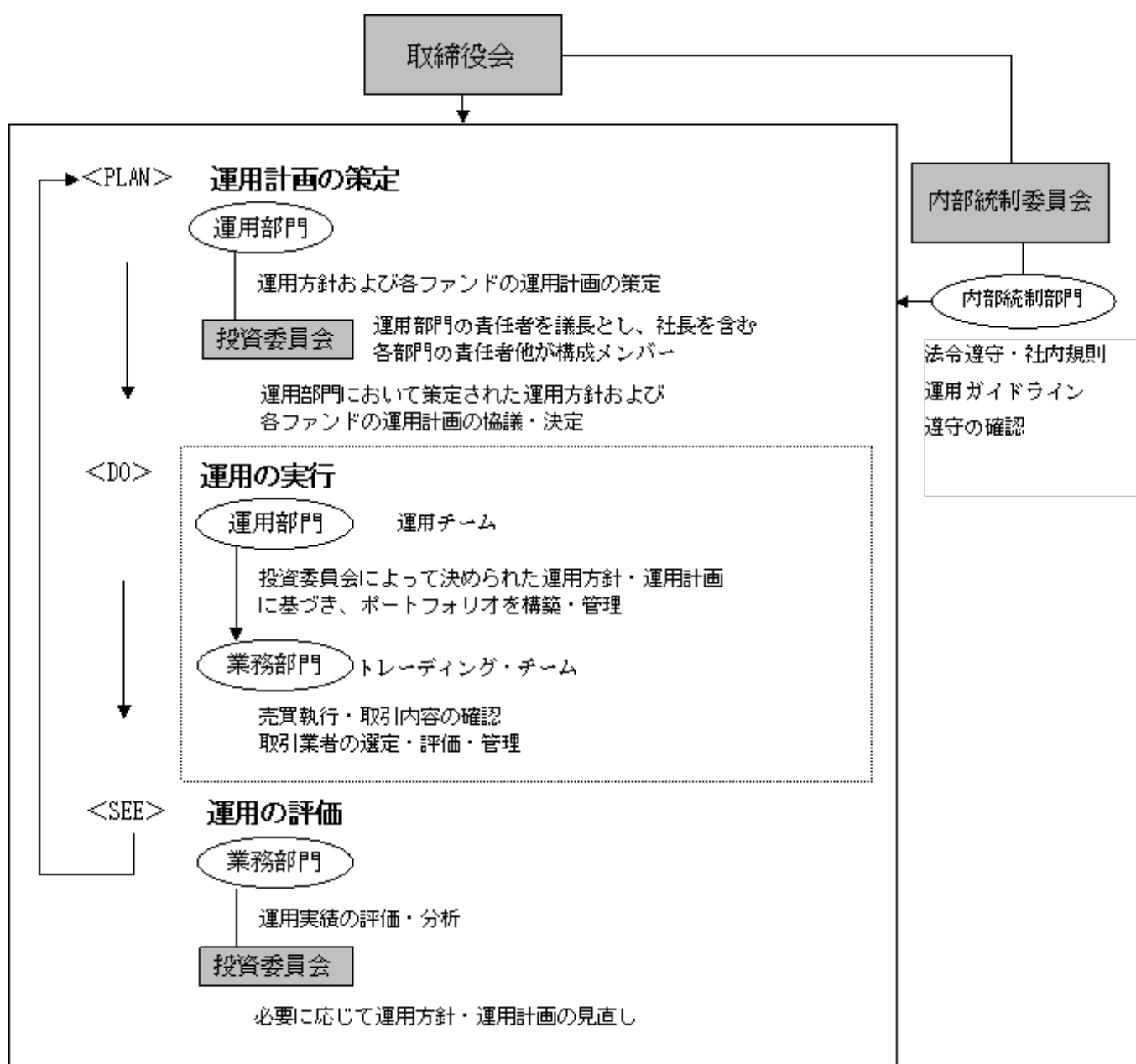
9. アルゼンチン・ペソ・マザーファンドの概要

運用方針	・ 安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 ・ 主として、アルゼンチンの現地通貨建て短期ソブリン債券等に投資を行ないます。ただし、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される場合には、当該投資対象国の現地通貨建て短期ソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバブル・フォワード(NDF)等を通じて投資を行ないます。 ・ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
------	---

主な投資制限	・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
信託期間	無期限
収益分配方針	収益分配は行いません。
信託報酬率等	信託報酬はかかりません。有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料)等がかかります。

(3) 【運用体制】

①当ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引等の防止及び役職員の自己の計算で行う取引等に関する規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（4名程度）、顧客とのリレーションを担当する顧客部門（7名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等を作成担当する企画部門（5名程度）、ファンド計理・運用実績の評価・分析・情報開示（レポート・法定運用報告書）・トレーディングを担当する業務部門（7名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（2名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

ファンドの受託者(信託銀行)については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

※上記の運用体制は、平成21年1月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

① 毎決算時に、原則として次の通り分配を行う方針です。

- (A) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (B) 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- (C) 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (A) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (B) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- (C) (A)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (D) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5) 【投資制限】

当ファンドは信託約款において、以下の投資制限を設けております。

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券(マザーファンド受益証券は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 先物取引等の範囲
 - (A) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))。
 - (B) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図を行なうことができます。
 - (C) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図を行なうことができます。
- ⑦ スワップ取引の指図
 - (A) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - (B) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
 - (C) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額に

より行なうものとします。

- (D) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図

- (A) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (B) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (C) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行なうものとします。
- (D) 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 有価証券の貸付の指図

- (A) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (B) (A)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (C) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 有価証券の空売りの指図

- (A) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券を売付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券(信託財産により借入れた有価証券を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (B) (A)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (C) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑪ 有価証券の借入れの指図

- (A) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (B) (A)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (C) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する

借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- (D) (A)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

- (A) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬ 外国為替予約の指図

- (A) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (B) (A)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (C) (B)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (D) (B)(C)において、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑭ 資金の借入れ

- (A) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (B) (A)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (C) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- (D) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- (E) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、銀行などの登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象ではありません。

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、「ブラジル・レアル・マザーファンド」、「ロシア・ルーブル・マザーファンド」、「インド・ルピー・マザーファンド」、「中国・元・マザーファンド」、「ベトナム・ドン・マザーファンド」、「インドネシア・ルピア・マザーファンド」、「南アフリカ・ランド・マザーファンド」、「トルコ・リラ・マザーファンド」、「アルゼンチン・ペソ・マザーファンド」の各マザーファンドへの投資を通じて、実質的にB R I C sおよびV I S T A各国の現地通貨建ての短期ソブリン債券等に投資します(ユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバラブル・フォワード(N D F)等を通じて投資する場合を含みます。)ので、当ファンドの基準価額は、組入れた有価証券等の値動きや為替相場の変動の影響を受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

当ファンドおよび当ファンドが投資するマザーファンドの基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

① 金利変動リスク

当ファンドは、実質的に主として債券に投資をしますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通されている債券の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが実質的に投資する債券価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変動が債券価格に与える影響が高い傾向にあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは実質的に外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他資産をいいます。以下同じ。)に投資しますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジは行いません。

③ 流動性リスク

組入有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入有価証券が当初期待される価格で売却できずに、基準価額が下落することがあります。

特に、当ファンドが投資する投資対象市場には新興市場が含まれています。当該新興市場の市場規模や取引量は成熟市場に比べて低い水準にあり、流動性の低さから投資を行なう有価証券の価格ひいては基準価額の変動が大きくなることがあります。また、市場の流動性の低さは投資を行なう有価証券の売却価格または売却の容易性に悪影響を及ぼすことがあります。

④ 信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により、債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合には、当該発行体が発行する有価証券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドの投資対象国の中には、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行なうことが困難または適当でないと判断される場合があります。その様な場合には、ユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であ

るノン・デリバブル・フォワード(NDF)を通じて投資を行なうことがあり、ユーロ円債の発行体もしくは直物為替先渡取引の取引相手先の信用リスクを負うこととなり、ユーロ円債の発行体もしくは直物為替先渡取引の取引相手先がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ カントリーリスク

当ファンドは実質的に外貨建資産に投資しますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。当ファンドが投資する投資対象市場には新興市場が含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、当ファンドが投資する各国の短期ソブリン債券等の投資・管理・運用に対する法令の適用や裁判機関・監督官庁の対応も不透明である可能性があります。かかる不透明さが当ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 価格変動リスク

当ファンドは実質的に株式へ投資をする場合があります。その場合には、投資する株式の価格変動の影響を受け、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

⑦ 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファミリーファンド方式による運用は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(ご注意)以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

① ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込みの受け付けを中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、受益者のために有利と認める場合、その他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

② 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お申込代金の預かり等を含みます。)について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提供するクレジットラインが削減される可能性があり、その結果、当ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

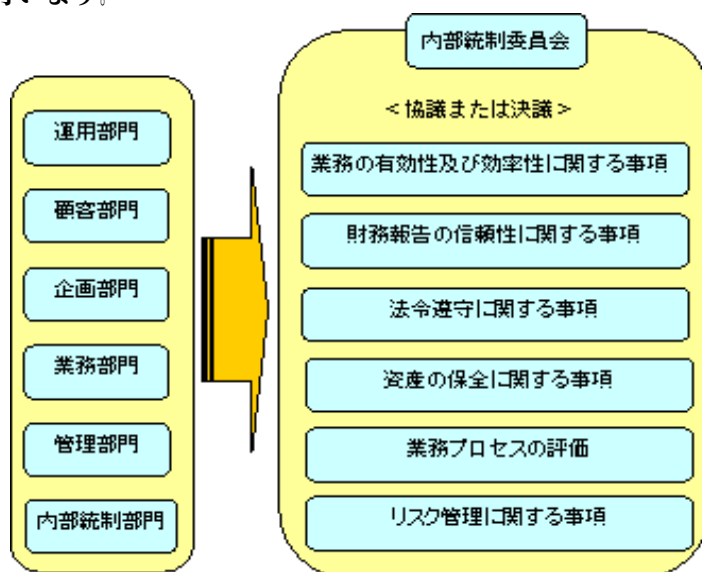
③ 収益分配に係る留意点

委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

<委託会社の投資リスクに対する管理体制>

コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。なお、実務においては、各部門においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



※上記管理体制は、平成21年1月30日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額（「取得金額」といいます。）に、3.15%（税抜3.0%）の率を上限にして、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※ 申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

① 換金(解約)手数料

ありません。

② 信託財産留保額

換金(解約)受付日の翌営業日の基準価額に対して0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除します。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算され、毎計算期間終了日または、信託の終了時に信託財産中から支弁されます。

日々の信託財産の純資産総額×年1.7535%(税抜 年1.67%)

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.84%	年0.0735%	年0.84%
(税抜 年0.80%)	(税抜 年0.07%)	(税抜 年0.80%)

委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支弁され、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支払われます。

受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用、等を含みます。以下「諸経費」といいます。)および諸経費に係る消費税等に相当する額ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。また、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

※その他の手数料等は、運用の状況などにより異なるものであり、あらかじめ料率、上限等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

① 個別元本方式について

- (A)追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- (C) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

③ 一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

④ 個人、法人別の課税上の取扱いについて

(A) 個人の受益者に対する課税

◇ 収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱い（配当所得）となる普通分配金に対し、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り特例措置により、普通分配金を含む上場株式等の配当等の合計額（年間の収益分配金等が1万円以下のファンド等は合計額から除外されます。）が年間100万円以下の場合、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。当該合計額が年間100万円を超える場合、申告不要の特例が適用されませんので確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することが必要となります。申告分離課税を選択した場合、100万円以下の部分については、10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。

◇ 解約（換金）時および償還時に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用され、確定申告が必要です。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り特例措置により、上場株式等の譲渡益を含めた譲渡所得の合計額が年間500万円以下の場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、特定口座（源泉徴収選択）におきましては、申告不要です。譲渡所得の合計額が年間500万円を超える場合、申告不要の特例が適用されませんので、特定口座（源泉徴収選択）においても確定申告が必要となり、500万円以下の部分については、10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。

解約（換金）時および償還時の差損については、確定申告により、配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。また、解約（換金）時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。なお、買取りにつきましても、譲渡所得の取扱いとなります。

買取り、損益通算の取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(B) 法人の受益者に対する課税

平成21年3月31日までの間は、支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。平成21年4月1日以降は、7%から15%（所得税15%）の税率となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

以下は、平成21年1月30日現在の投資状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を表示しております。

資産の種類		国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	ブラジル・レアル・マザーファンド	日本	60,787,837	11.22
	ロシア・ルーブル・マザーファンド	日本	52,377,515	9.67
	インド・ルピー・マザーファンド	日本	60,584,714	11.18
	中国・元・マザーファンド	日本	62,613,977	11.56
	ベトナム・ドン・マザーファンド	日本	61,012,260	11.26
	インドネシア・ルピア・マザーファンド	日本	58,652,973	10.83
	南アフリカ・ランド・マザーファンド	日本	65,200,028	12.03
	トルコ・リラ・マザーファンド	日本	64,158,008	11.84
	アルゼンチン・ペソ・マザーファンド	日本	57,083,641	10.54
	小計		542,470,953	100.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			△707,896	△0.13
合計(純資産総額)			541,763,057	100.00

(参考情報)親投資信託受益証券の投資状況

ブラジル・レアル・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
特殊債券	ドイツ	45,325,632	74.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		15,465,671	25.44
合計(純資産総額)		60,791,303	100.00

ロシア・ルーブル・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ロシア	44,633,425	85.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7,744,619	14.79
合計(純資産総額)		52,378,044	100.00

インド・ルピー・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	インド	215,354,636	69.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		93,548,803	30.28
合計(純資産総額)		308,903,439	100.00

中国・元・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	------	---------	---------

特殊債券	中国	228,061,462	85.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		39,521,548	14.77
合計(純資産総額)		267,583,010	100.00

ベトナム・ドン・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	169,891,200	68.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		77,782,976	31.41
合計(純資産総額)		247,674,176	100.00

インドネシア・ルピア・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	インドネシア	236,765,200	97.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,659,481	2.74
合計(純資産総額)		243,424,681	100.00

南アフリカ・ランド・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	南アフリカ	51,841,629	79.51
特殊債券	スウェーデン	9,774,996	14.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,580,838	5.50
合計(純資産総額)		65,197,463	100.00

トルコ・リラ・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	トルコ	52,685,258	82.12
特殊債券	国際機関	8,127,094	12.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,343,864	5.21
合計(純資産総額)		64,156,216	100.00

アルゼンチン・ペソ・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	29,980,800	52.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		27,104,659	47.48
合計(純資産総額)		57,085,459	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	南アフリカ・ランド・ マザーファンド	96,793,392	0.6749	65,325,861	0.6736	65,200,028	12.03

2	日本	親投資信託 受益証券	トルコ・リラ・ マザーファンド	96,871,521	0.6750	65,388,277	0.6623	64,158,008	11.84
3	日本	親投資信託 受益証券	中国・元・ マザーファンド	71,567,010	0.8784	62,864,462	0.8749	62,613,977	11.56
4	日本	親投資信託 受益証券	ベトナム・ドン・ マザーファンド	69,864,033	0.9014	62,975,440	0.8733	61,012,260	11.26
5	日本	親投資信託 受益証券	ブラジル・レアル・ マザーファンド	88,534,572	0.6647	58,848,931	0.6866	60,787,837	11.22
6	日本	親投資信託 受益証券	インド・ルピー・ マザーファンド	74,851,389	0.8200	61,378,139	0.8094	60,584,714	11.18
7	日本	親投資信託 受益証券	インドネシア・ルピア・ マザーファンド	82,703,009	0.7424	61,398,714	0.7092	58,652,973	10.83
8	日本	親投資信託 受益証券	アルゼンチン・ペソ・ マザーファンド	67,149,325	0.8398	56,392,004	0.8501	57,083,641	10.54
9	日本	親投資信託 受益証券	ロシア・ルーブル・ マザーファンド	75,319,982	0.8152	61,400,850	0.6954	52,377,515	9.67

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.13
合計	100.13

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他の投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）

ブラジル・レアル・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・ 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ドイツ	特殊 債券	9.25% KFW	1,200,000	3,824.35	45,892,202	3,777.13	45,325,632	9.25	2009/5/8	74.56

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
特殊債券	74.56
合計	74.56

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他の投資資産の主要なもの

資産の種類	買建・売建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	米ドル	100,000.00	8,942,920	8,951,000	14.72
直物為替先渡取引	買建	ブラジル・レアル	100,000.00	8,955,000	9,097,714	14.97

ロシア・ルーブル・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ロシア	国債証券	8.25% RUSSIAN FEDERATION	483,386.74	9,402.74	45,451,646	9,233.48	44,633,425	8.25	2010/3/31	85.21

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	85.21
合計	85.21

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他の投資資産の主要なもの

資産の種類	買建・売建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	米ドル	100,000.00	8,962,900	8,951,000	17.09
直物為替先渡取引	買建	ロシア・ルーブル	600,000.00	53,730,000	50,171,048	95.79

インド・ルピー・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	インド	社債券	EX-IM BK OF IN EXIMBK Float 12	200,000,000	94.42	188,855,000	94.42	188,855,000	0	2012/6/7	61.14
2	インド	社債券	5.375% EX-IM BK OF IN	300,000	9,022.16	27,066,487	8,833.21	26,499,636	5.375	2009/7/14	8.58

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	69.72
合計	69.72

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他の投資資産の主要なもの

資産の種類	買建・売建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	米ドル	1,600,000.00	147,812,775	143,246,000	46.37
直物為替先渡取引	買建	インド・ルピー	3,000,000.00	268,650,000	274,858,271	88.98

中国・元・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	中国	特殊 債券	8.25% CHINA DEV BANK	2,500,000	9,278.27	231,956,887	9,122.45	228,061,462	8.25	2009/5/15	85.23

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
特殊債券	85.23
合計	85.23

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他の投資資産の主要なもの

資産の種類	買建・売建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
直物為替先渡取引	買建	中国・元	3,100,000.00	277,605,000	278,168,596	103.96
	売建	中国・元	200,000.00	17,910,000	17,938,527	6.70

ベトナム・ドン・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債 証券	第564回政府短期 証券	170,000,000	99.94	169,900,210	99.93	169,891,200	0	2009/4/27	68.59

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	68.59
合計	68.59

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他の投資資産の主要なもの

資産の種類	買建・売建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	米ドル	2,500,000.00	230,587,500	223,800,000	90.36
直物為替先渡取引	買建	ベトナム・ドン	2,800,000.00	250,740,000	250,594,382	101.18
	売建	ベトナム・ドン	300,000.00	26,865,000	27,099,793	10.94

インドネシア・ルピア・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	インド ネシア	国債 証券	INDONESIA RECAPITAL BOND	10,000,000,000	0.80	80,000,000	0.79	79,515,200	11.2416	2011/6/25	32.67
2	インド ネシア	国債 証券	INDONESIA RECAPITAL BOND	10,000,000,000	0.80	80,000,000	0.78	78,850,000	10.0944	2012/10/25	32.39

3	インド ネシア	国債 証券	INDONESIA RECAPITAL BOND	10,000,000,000	0.80	80,160,000	0.78	78,400,000	11.24158	2014/12/25	32.21
---	------------	----------	-----------------------------	----------------	------	------------	------	------------	----------	------------	-------

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.26
合計	97.26

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他の投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

南アフリカ・ランド・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	スウェーデン	特殊 債券	9.77% KOMMUNINVEST	1,100,000	879.07	9,669,772	888.63	9,774,996	9.77	2009/10/15	14.99
2	南アフリカ	国債 証券	10% REPUBLIC OF SOUTH AF	5,800,000	889.78	51,607,707	893.82	51,841,629	10	2009/2/28	79.51

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	79.51
特殊債券	14.99
合計	94.50

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他の投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

トルコ・リラ・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000	5,189.85	25,949,263	5,350.14	26,750,700	0	2009/5/6	41.70
2	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000	4,710.78	23,553,938	5,186.91	25,934,558	0	2009/8/5	40.42
3	国際機関	特殊債券	15% INT BK RECON&DEV IBR	150,000	5,351.78	8,027,680	5,418.06	8,127,094	15	2009/7/15	12.67

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.12
特殊債券	12.67
合計	94.79

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他の投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

アルゼンチン・ペソ・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第564回政府短期証券	30,000,000	99.94	29,982,390	99.93	29,980,800	0	2009/4/27	52.52

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	52.52
合計	52.52

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他の投資資産の主要なもの

資産の種類	買建・売建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	米ドル	600,000.00	54,312,000	53,718,000	94.10
直物為替先渡取引	買建	アルゼンチン・ペソ	600,000.00	53,730,000	53,845,904	94.33

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年1月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	(平成20年12月15日)	670,306,091	674,685,491	0.7652	0.7702
	平成20年8月末日	763,154,959	—	1.0000	—
	平成20年9月末日	895,272,579	—	0.9254	—
	平成20年10月末日	813,343,651	—	0.8222	—
	平成20年11月末日	774,638,609	—	0.7994	—
	平成20年12月末日	594,557,062	—	0.7705	—

	平成21年1月末日	541,763,057	—	0.7463	—
--	-----------	-------------	---	--------	---

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0050

③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	△23.0

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年7月16日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成20年8月29日	信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

- (1) 申込みの受付は、原則として販売会社の各営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。ただし、取得申込日がニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日またはニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日においては取得の申込みを取扱いいたしません。なお、販売会社によって、受付時間等の取扱いが別に定められている場合には、そちらが優先されます。
- (2) ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) 自動けいぞく投資コースの場合は、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)を当該販売会社との間で結んでいただきます。
- (4) 申込単位は、最低単位を1円単位または1口単位として各販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。また、取得申込みの単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
- (5) 取得申込金額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定める申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 自動けいぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位または1円単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。
- (2) 受益者は、一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの

信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- (3) 解約請求の受付時間は、原則として販売会社の各営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。ただし、ニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日またはニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日においては解約申込みを取扱いいたしません。なお、販売会社によって、受付時間等の取扱いが別に定められている場合には、そちらが優先されます。
- (4) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。詳しくは、後述の委託会社または販売会社までお問い合わせください。
- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払います。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約につきましては、正午(半休日の場合は午前10時)までをお願いいたします。
- (7) 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることが出来る日とします。)に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

(8) 買取り(買取請求制)

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求(販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法)による換金を受け付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの純資産総額[※]を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

※ 信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、販売会社または後記の「照会先」の委託会社に問合わせることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限です。ただし、後記「(5)その他①信託契約の解約」の規定にしたがい信託は終了することがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年3月16日から6月15日まで、6月16日から9月15日まで、9月16日から12月15日まで、12月16日から翌年3月15日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日(以下本項において「該当日」といいます。)のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

ただし、第1計算期間は平成20年8月29日から平成20年12月15日までとし、最終計算期間の終了日は当ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

- (A) 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、書面による決議(以下「書面決議」といいます。「書面決議」については、後述「⑤書面決議」をご確認下さい。)を行います。また、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (B) 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (C) 委託者は、次のいずれかの場合には、後述「⑤書面決議」の規定を適用せずに、信託契約を解約します。
 - a) 信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合
 - b) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

c) 受託者が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託者が新受託者を選任できないとき

② 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述④信託約款の変更の規定にしたがい新受託会社を選任します。

ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

④ 信託約款の変更

- (A) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は信託約款に定める「信託約款の変更等」に記載されている以外の方法によって変更することができないものとし、
- (B) 委託者は、(A)の事項((A)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。(「書面決議」については、後述「⑤書面決議」をご確認下さい。)
- (C) (A)および(B)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (D) 委託者は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更するときは、上記(A)から(C)までの規定にしたがいます。

⑤ 書面決議

- (A) 委託者は、信託契約の解約、重大な約款の変更等に対して書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (B) (A)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本(B)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (C) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (D) (A)から(C)までの規定は、委託者が信託契約の解約および重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、(A)から(C)までの手続きを行なうことが困難な場合も同様とします。
- (E) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、毎年6月と12月の計算期間末に、当該計算期間を対象として、期間中の運用経過、信託財

産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、信託財産に係る知られたる受益者に交付します。

⑧ その他の契約の変更

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取り扱いに関する契約書は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。契約書は、当事者の合意により変更することができます。

⑨ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

(a) 他の受益者の氏名または名称および住所

(b) 他の受益者が有する受益権の内容

＜照会先＞

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

2 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託者の決定した収益分配金を、請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、す。）に、お支払いします。なお、「自動けいぞく投資コース」（自動けいぞく投資契約のことで、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に原則として毎計算期間終了日から起算して7営業日目※までに販売会社において開始されます。

※ 収益分配金の支払いは、上記の期日以前に行われる場合があります。

(2) 一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行の請求により、委託会社に受益権の換金を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

(3) 償還金に対する請求権

① 受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日から起算して7営業日以内）から、受益者に支払います。

- ③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者として、)に支払います。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、一定の期間内(期間は一月を下らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

なお、当ファンドの第1期計算期間は約款第40条の規定により、平成20年8月29日から平成20年12月15日までとしております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成20年8月29日から平成20年12月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

BRICSプラスVISTA短期債券ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 (平成20年 12月 15日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	78,898,846
親投資信託受益証券	621,160,807
未収利息	670
流動資産合計	700,060,323
資産合計	700,060,323
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	4,379,400
未払解約金	19,662,736
未払受託者報酬	175,250
未払委託者報酬	4,005,640
その他未払費用	1,531,206
流動負債合計	29,754,232
負債合計	29,754,232
純資産の部	
元本等	
元本	875,950,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△205,643,909
（分配準備積立金）	—
元本等合計	670,306,091
純資産合計	670,306,091
負債純資産合計	700,060,323

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 自 平成20年 8月 29日 至 平成20年 12月 15日
営業収益	
受取利息	73,327
有価証券売買等損益	△212,539,191
営業収益合計	△212,465,864
営業費用	
受託者報酬	175,250
委託者報酬	4,005,640
その他費用	1,531,206
営業費用合計	5,712,096
営業損失（△）	△218,177,960
経常損失（△）	△218,177,960
当期純損失（△）	△218,177,960
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△24,988,018
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,096,283
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,096,283
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,170,850
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,170,850
分配金	4,379,400
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△205,643,909

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 平成20年 8 月29日 至 平成20年12月15日
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 (平成20年12月15日現在)
1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	763,150,000円
期中追加設定元本額	232,230,000円
期中一部解約元本額	119,430,000円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は205,643,909円であります。
3 特定期間末日における受益権の総数	875,950,000口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	当期 自 平成20年 8 月29日 至 平成20年12月15日
分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	3,979,885円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	728,602円
分配準備積立金額	0円
当ファンドの分配対象収益額	4,708,487円
当ファンドの期末残存口数	875,950,000口
1万口当たり収益分配対象額	53.75円
1万口当たり分配金額	50.00円
収益分配金金額	4,379,750円
外国所得税控除額	350円

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	当期 (平成20年12月15日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	621,160,807	△185,508,611
合計	621,160,807	△185,508,611

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	当期 (平成20年12月15日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.7652円 (7,652円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ブラジル・リアル・マザーファンド	103,394,131	68,726,078	
		ロシア・ルーブル・マザーファンド	81,599,812	66,520,166	
		インド・ルピー・マザーファンド	99,679,069	81,736,836	
		中国・元・マザーファンド	77,289,799	67,891,359	
		ベトナム・ドン・マザーファンド	75,473,188	68,031,531	
		インドネシア・ルピア・マザーファンド	89,345,762	66,330,293	
		南アフリカ・ランド・マザーファンド	101,114,291	68,242,034	
		トルコ・リラ・マザーファンド	99,765,878	67,341,967	
		アルゼンチン・ペソ・マザーファンド	78,995,646	66,340,543	
合計			806,657,576	621,160,807	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考)

当ファンドは「ブラジル・リアル・マザーファンド」受益証券、「ロシア・ルーブル・マザーファンド」受益証券、「インド・ルピー・マザーファンド」受益証券、「中国・元・マザーファンド」受益証券、「ベトナム・ドン・マザーファンド」受益証券、「インドネシア・ルピア・マザーファンド」受益証券、「南アフリカ・ランド・マザーファンド」受益証券、「トルコ・リラ・マザーファンド」受益証券及び「アルゼンチン・ペソ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

これらの親投資信託の状況は、次の通りです。

ブラジル・リアル・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年12月15日現在)
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		2,472,571
コール・ローン		19,723,911
特殊債券		43,980,840
未収利息		1,097,390
前払費用		1,455,310
流動資産合計		68,730,022
資産合計		68,730,022
負債の部		
流動負債		
その他未払費用		6,790
流動負債合計		6,790
負債合計		6,790
純資産の部		
元本等		
元本		103,394,131
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		△34,670,899
元本等合計		68,723,232
純資産合計		68,723,232
負債純資産合計		68,730,022

(注) 「ブラジル・リアル・マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年12月15日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 8月29日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 - 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 - 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 - 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。
2. デリバティブの評価 基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成 のための基本となる重 要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成20年12月15日現在)
1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	83,000,000円
同期中における追加設定元本額	22,623,289円
同期中における一部解約元本額	2,229,158円
同期末における元本の内訳	
B R I C s プラス V I S T A 短期債券 ファンド	103,394,131円
計	103,394,131円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は34,670,899円であります。
3 平成20年12月15日における受益権の総数	103,394,131口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成20年12月15日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
特殊債券	43,980,840	△688,198
合計	43,980,840	△688,198

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 平成20年 8 月29日 至 平成20年12月15日
1. 取引の内容 当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針 ファンド運用の効率化を図るため、為替予約取引は、価格変動リスク並びに為替変動リスクを回避する目的に限定せずに利用する場合があります。
3. 取引の利用目的 為替予約取引は、主に外貨建債券の買付けのための外貨資金の調達及び外貨建債券の売却代金に係る円資金の調達を利用目的としております。
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定ならびに当該親投資信託の運用ガイドラインに従い、運用担当部門が行った取引内容を運用リスク管理担当部署で把握し、当該親投資信託全体のリスク管理を日々行っております。

6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	（平成20年12月15日現在）
1口当たり純資産の額	0.6647円
（1万口当たり）	（6,647円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	ブラジルリアル	9.25% KFW	1,200,000.00	1,158,000.00	
		小計	1,200,000.00	1,158,000.00	
				(43,980,840)	
特殊債券	合計		43,980,840		
			(43,980,840)		
合計			43,980,840		
			(43,980,840)		

有価証券明細表注記

（注1） 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注2） 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注3） 合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注4） 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ブラジルリアル	特殊債券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ロシア・ルーブル・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年12月15日現在)
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		820,148
コール・ローン		17,081,940
国債証券		46,672,294
派生商品評価勘定		1,191,411
未収利息		677,150
前払費用		80,760
流動資産合計		66,523,703
資産合計		66,523,703
負債の部		
流動負債		
その他未払費用		6,790
流動負債合計		6,790
負債合計		6,790
純資産の部		
元本等		
元本		81,599,812
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		△15,082,899
元本等合計		66,516,913
純資産合計		66,516,913
負債純資産合計		66,523,703

（注）「ロシア・ルーブル・マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年12月15日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成20年 8月29日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券

	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。
2. デリバティブの評価基準および評価方法	(1) 直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格提供情報会社の提供する価額で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成20年12月15日現在)
----	-----------------

1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	83,000,000円
同期中における追加設定元本額	22,763,157円
同期中における一部解約元本額	24,163,345円
同期末における元本の内訳	
B R I C s プラス V I S T A 短期債券 ファンド	81,599,812円
計	81,599,812円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,082,899円であります。
3 平成20年12月15日における受益権の総数	81,599,812口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成20年12月15日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	46,672,294	418,710
合計	46,672,294	418,710

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

自 平成20年 8 月29日 至 平成20年12月15日
1. 取引の内容 当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では直物為替先渡取引及び為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針 ファンド運用の効率化を図るため、直物為替先渡取引及び為替予約取引は、価格変動リスク並びに為替変動リスクを回避する目的に限定せずに利用する場合があります。
3. 取引の利用目的 直物為替先渡取引は、対象通貨の動きを反映する運用成果を目指しております。 為替予約取引は、主に外貨建債券の買付けのための外貨資金の調達及び外貨建債券の売却代金に係る円資金の調達を利用目的としております。
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動による市場リスク及び取引の相手方の信用リスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制

デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定ならびに当該親投資信託の運用ガイドラインに従い、運用担当部門が行った取引内容を運用リスク管理担当部署で把握し、当該親投資信託全体のリスク管理を日々行っております。

6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成20年12月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超(円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	直物為替先渡取引 買建				
	ロシア・ルーブル	45,565,000	—	46,756,411	1,191,411
	合計	45,565,000	—	46,756,411	1,191,411

(注) 1. 時価の算定方法

- ① 価格提供会社が計算日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。
- ② 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
2. 換算において円未満の端数は切捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(平成20年12月15日現在)
1口当たり純資産の額	0.8152円
(1万口当たり)	(8,152円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	8.25% RUSSIAN FEDERATION	483,386.74	512,150.71	
		小計	483,386.74	512,150.71	
国債証券	合計			(46,672,294)	
				46,672,294	
				(46,672,294)	
合計				46,672,294	
				(46,672,294)	

有価証券明細表注記

（注１） 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注２） 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注３） 合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注４） 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 1 銘柄	100.0%	100.0%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

インド・ルピー・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年12月15日現在)
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		18,280,001
コール・ローン		4,620,640
特殊債券		91,008,396
社債券		215,521,460
派生商品評価勘定		9,317,788
未収利息		1,833,323
前払費用		8,163
流動資産合計		340,589,771
資産合計		340,589,771
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		3,280,200
その他未払費用		11,882
流動負債合計		3,292,082
負債合計		3,292,082
純資産の部		
元本等		
元本		411,353,353
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		△74,055,664
元本等合計		337,297,689
純資産合計		337,297,689

負債純資産合計		340,589,771
---------	--	-------------

（注）「インド・ルピー・マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年12月15日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年8月29日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。
2. デリバティブの評価 基準および評価方法	(1) 直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格提供情報会社の提供する価額で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
----------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成20年12月15日現在)
1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	303,228,962円
同期中における追加設定元本額	115,282,453円
同期中における一部解約元本額	7,158,062円
同期末における元本の内訳	
アジア短期債券ファンド	311,674,284円
B R I C s プラス V I S T A 短期債券ファンド	99,679,069円
計	411,353,353円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は74,055,664円であります。
3 平成20年12月15日における受益権の総数	411,353,353口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成20年12月15日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
特殊債券	91,008,396	△212,734
社債券	215,521,460	△877,582
合計	306,529,856	△1,090,316

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

自 平成20年 8 月29日 至 平成20年12月15日
1. 取引の内容

当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では直物為替先渡取引及び為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針 ファンド運用の効率化を図るため、直物為替先渡取引及び為替予約取引は、価格変動リスク並びに為替変動リスクを回避する目的に限定せずに利用する場合があります。
3. 取引の利用目的 直物為替先渡取引は、対象通貨の動きを反映する運用成果を目指しております。 為替予約取引は、主に外貨建債券の買付けのための外貨資金の調達及び外貨建債券の売却代金に係る円資金の調達を利用目的としております。
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動による市場リスク及び取引の相手方の信用リスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定ならびに当該親投資信託の運用ガイドラインに従い、運用担当部門が行った取引内容を運用リスク管理担当部署で把握し、当該親投資信託全体のリスク管理を日々行っております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成20年12月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超(円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	直物為替先渡取引				
	買建 インド・ルピー	218,712,000	—	228,029,788	9,317,788
	為替予約取引				
	買建 米ドル	167,260,200	—	163,980,000	△3,280,200
	合計	385,972,200	—	392,009,788	6,037,588

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 直物為替先渡取引

- ① 価格提供会社が計算日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。
- ② 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(2) 為替予約取引

- ① 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - イ) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ロ) 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- ②計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	（平成20年12月15日現在）
1口当たり純資産の額 （1万口当たり）	0.8200円 (8,200円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	米ドル	4.75% IND DEV BK INDIA	1,000,000.00	998,665.60	
		小計	1,000,000.00	998,665.60	
				(91,008,396)	
特殊債券	合計			91,008,396	
				(91,008,396)	
社債券	日本円	EX-IM BK OF IN EXIMBK Float 12	200,000,000	188,855,000	
		小計	200,000,000	188,855,000	
	米ドル	5.375% EX-IM BK OF IN	300,000.00	292,620.00	
		小計	300,000.00	292,620.00	
				(26,666,460)	
				215,521,460	
				(26,666,460)	
社債券	合計				
合計				306,529,856	
				(117,674,856)	

有価証券明細表注記

- （注1） 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。
- （注2） 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。
- （注3） 合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。
- （注4） 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	特殊債券 1銘柄	77.34%	38.39%
	社債券 1銘柄	22.66%	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

中国・元・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年12月15日現在)
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		23,216,747
コール・ローン		64,574,314
特殊債券		233,406,712
派生商品評価勘定		2,882,878
未収利息		1,545,366
流動資産合計		325,626,017
資産合計		325,626,017
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		1,878,200
その他未払費用		11,882
流動負債合計		1,890,082
負債合計		1,890,082
純資産の部		
元本等		
元本		368,532,473
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		△44,796,538
元本等合計		323,735,935
純資産合計		323,735,935
負債純資産合計		325,626,017

（注）「中国・元・マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年12月15日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成20年8月29日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券

	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。
2. デリバティブの評価基準および評価方法	(1) 直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格提供情報会社の提供する価額で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成20年12月15日現在）
----	-----------------

1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	303,342,613円
同期中における追加設定元本額	143,327,816円
同期中における一部解約元本額	78,137,956円
同期末における元本の内訳	
アジア短期債券ファンド	291,242,674円
B R I C s プラス V I S T A 短期債券ファンド	77,289,799円
計	368,532,473円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は44,796,538円であります。
3 平成20年12月15日における受益権の総数	368,532,473口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成20年12月15日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
特殊債券	233,406,712	2,642,770
合計	233,406,712	2,642,770

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

自 平成20年 8 月29日 至 平成20年12月15日
1. 取引の内容 当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では直物為替先渡取引及び為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針 ファンド運用の効率化を図るため、直物為替先渡取引及び為替予約取引は、価格変動リスク並びに為替変動リスクを回避する目的に限定せずに利用する場合があります。
3. 取引の利用目的 直物為替先渡取引は、対象通貨の動きを反映する運用成果を目指しております。 為替予約取引は、主に外貨建債券の買付けのための外貨資金の調達及び外貨建債券の売却代金に係る円資金の調達を利用目的としております。
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動による市場リスク及び取引の相手方の信用リスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制

デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定ならびに当該親投資信託の運用ガイドラインに従い、運用担当部門が行った取引内容を運用リスク管理担当部署で把握し、当該親投資信託全体のリスク管理を日々行っております。

6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成20年12月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超(円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	直物為替先渡取引				
	買建				
	中国・元	318,955,000	—	321,837,878	2,882,878
	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	65,648,200	—	63,770,000	△1,878,200
	合計	384,603,200	—	385,607,878	1,004,678

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 直物為替先渡取引

① 価格提供会社が計算日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。

② 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(2) 為替予約取引

① 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

イ) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

ロ) 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

② 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(平成20年12月15日現在)
1口当たり純資産の額	0.8784円
(1万口当たり)	(8,784円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	米ドル	8.25% CHINA DEV BANK	2,500,000.00	2,561,250.00	
		小計	2,500,000.00	2,561,250.00	
				(233,406,712)	
特殊債券	合計			233,406,712	
				(233,406,712)	
合計				233,406,712	
				(233,406,712)	

有価証券明細表注記

(注1) 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

(注3) 合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	特殊債券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

ベトナム・ドン・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年12月15日現在)
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		1,025,274
コール・ローン		78,194,659
国債証券		249,874,500
未収利息		664
流動資産合計		329,095,097
資産合計		329,095,097
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		6,940,601

その他未払費用		11,882
流動負債合計		6,952,483
負債合計		6,952,483
純資産の部		
元本等		
元本		357,391,103
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		△35,248,489
元本等合計		322,142,614
純資産合計		322,142,614
負債純資産合計		329,095,097

（注）「ベトナム・ドン・マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年12月15日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成20年8月29日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 - 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 - 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 - 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。

2. デリバティブの評価基準および評価方法	(1) 直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格提供情報会社の提供する価額で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年12月15日現在)
1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中における追加設定元本額 同期中における一部解約元本額 同期末における元本の内訳 アジア短期債券ファンド B R I C s プラス V I S T A 短期債券ファンド 計	303,730,684円 135,676,156円 82,015,737円 281,917,915円 75,473,188円 357,391,103円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は35,248,489円であります。
3 平成20年12月15日における受益権の総数	357,391,103口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成20年12月15日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	249,874,500	254,250

合計	249,874,500	254,250
----	-------------	---------

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

自 平成20年8月29日 至 平成20年12月15日	
1. 取引の内容	当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では直物為替先渡取引及び為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針	ファンド運用の効率化を図るため、直物為替先渡取引及び為替予約取引は、価格変動リスク並びに為替変動リスクを回避する目的に限定せずに利用する場合があります。
3. 取引の利用目的	直物為替先渡取引は、対象通貨の動きを反映する運用成果を目指しております。 為替予約取引は、主に外貨建債券の買付けのための外貨資金の調達及び外貨建債券の売却代金に係る円資金の調達を利用目的としております。
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動による市場リスク及び取引の相手方の信用リスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定ならびに当該親投資信託の運用ガイドラインに従い、運用担当部門が行った取引内容を運用リスク管理担当部署で把握し、当該親投資信託全体のリスク管理を日々行っております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	（平成20年12月15日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超（円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	直物為替先渡取引				
	買建 ベトナム・ドン	318,955,000	—	318,011,899	△943,101
	為替予約取引				
	買建 米ドル	324,847,500	—	318,850,000	△5,997,500
	合計	643,802,500	—	636,861,899	△6,940,601

（注）1. 時価の算定方法

（1）直物為替先渡取引

①価格提供会社が計算日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。

②直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(2) 為替予約取引

①計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- イ) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ロ) 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法により評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

②計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(平成20年12月15日現在)
1口当たり純資産の額	0.9014円
(1万口当たり)	(9,014円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第547回 政府短期証券	250,000,000	249,874,500	
		小計	250,000,000	249,874,500	
国債証券	合計			249,874,500	
合計				249,874,500	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

インドネシア・ルピア・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年12月15日現在)
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		3,582,218
コール・ローン		18,197,472
国債証券		293,375,746
未収利息		4,184,795
前払費用		249,195
流動資産合計		319,589,426
資産合計		319,589,426
負債の部		
流動負債		
その他未払費用		11,882
流動負債合計		11,882
負債合計		11,882
純資産の部		
元本等		
元本		430,439,022
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		△110,861,478
元本等合計		319,577,544
純資産合計		319,577,544
負債純資産合計		319,589,426

（注）「インドネシア・ルピア・マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年12月15日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成20年8月29日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券

	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。
2. デリバティブの評価基準および評価方法	(1) 直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格提供情報会社の提供する価額で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年12月15日現在)
----	-----------------

1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	303,125,715円
同期中における追加設定元本額	145,127,657円
同期中における一部解約元本額	17,814,350円
同期末における元本の内訳	
アジア短期債券ファンド	341,093,260円
B R I C s プラス V I S T A 短期債券ファンド	89,345,762円
計	430,439,022円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は110,861,478円であります。
3 平成20年12月15日における受益権の総数	430,439,022口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成20年12月15日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	293,375,746	△3,172,889
合計	293,375,746	△3,172,889

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

自 平成20年 8 月29日 至 平成20年12月15日
1. 取引の内容 当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では直物為替先渡取引及び為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針 ファンド運用の効率化を図るため、直物為替先渡取引及び為替予約取引は、価格変動リスク並びに為替変動リスクを回避する目的に限定せずに利用する場合があります。
3. 取引の利用目的 直物為替先渡取引は、対象通貨の動きを反映する運用成果を目指しております。 為替予約取引は、主に外貨建債券の買付けのための外貨資金の調達及び外貨建債券の売却代金に係る円資金の調達を利用目的としております。
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動による市場リスク及び取引の相手方の信用リスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制

デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定ならびに当該親投資信託の運用ガイドラインに従い、運用担当部門が行った取引内容を運用リスク管理担当部署で把握し、当該親投資信託全体のリスク管理を日々行っております。

6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	（平成20年12月15日現在）
1口当たり純資産の額	0.7424円
（1万口当たり）	（7,424円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債 証券	インドネシアルピア	INDONESIA GOVERNMENT	6,500,000,000.00	5,647,817,500.00	
		INDONESIA RECAPITAL BOND	10,000,000,000.00	9,854,700,000.00	
		INDONESIA RECAPITAL BOND	10,000,000,000.00	9,864,375,000.00	
		INDONESIA RECAPITAL BOND	10,000,000,000.00	9,979,583,000.00	
		小計	36,500,000,000.00	35,346,475,500.00	
国債 証券	合計			(293,375,746)	
				293,375,746	
				(293,375,746)	
合計				293,375,746	
				(293,375,746)	

有価証券明細表注記

（注1） 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注2） 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注3） 合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注4） 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
インドネシアルピア	国債証券 4銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

南アフリカ・ランド・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年12月15日現在)
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		27,769
コール・ローン		4,125,767
国債証券		52,532,351
特殊債券		9,876,232
未収利息		1,567,408
前払費用		123,254
流動資産合計		68,252,781
資産合計		68,252,781
負債の部		
流動負債		
その他未払費用		6,790
流動負債合計		6,790
負債合計		6,790
純資産の部		
元本等		
元本		101,114,291
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		△32,868,300
元本等合計		68,245,991
純資産合計		68,245,991
負債純資産合計		68,252,781

（注）「南アフリカ・ランド・マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年12月15日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成20年8月29日 至 平成20年12月15日
----	-------------------------------

1. 有価証券の評価基準および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成20年12月15日現在）
----	-----------------

1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	83,000,000円
同期中における追加設定元本額	22,475,390円
同期中における一部解約元本額	4,361,099円
同期末における元本の内訳	
B R I C s プラス V I S T A 短期債券 ファンド	101,114,291円
計	101,114,291円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は32,868,300円であります。
3 平成20年12月15日における受益権の総数	101,114,291口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成20年12月15日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	52,532,351	174,196
特殊債券	9,876,232	65,848
合計	62,408,583	240,044

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 平成20年 8 月29日 至 平成20年12月15日
1. 取引の内容 当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針 ファンド運用の効率化を図るため、為替予約取引は、価格変動リスク並びに為替変動リスクを回避する目的に限定せずに利用する場合があります。
3. 取引の利用目的 為替予約取引は、主に外貨建債券の買付けのための外貨資金の調達及び外貨建債券の売却代金に係る円資金の調達を利用目的としております。
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定ならびに当該親投資信託の運用ガイドラインに従い、運用担当部門が行った取引内容を運用リスク管理担当部署で把握し、当該親投資信託全体のリスク管理を日々行っております。

6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(平成20年12月15日現在)
1口当たり純資産の額	0.6749円
(1万口当たり)	(6,749円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	南アフリカランド	10% REPUBLIC OF SOUTH AF 小計	5,800,000.00	5,791,880.00	
			5,800,000.00	5,791,880.00	
				(52,532,351)	
国債証券	合計		52,532,351		
			(52,532,351)		
特殊債券	南アフリカランド	9.77% KOMMUNINVEST 小計	1,100,000.00	1,088,890.00	
			1,100,000.00	1,088,890.00	
				(9,876,232)	
特殊債券	合計		9,876,232		
			(9,876,232)		
合計			62,408,583		
			(62,408,583)		

有価証券明細表注記

(注1) 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

(注3) 合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
南アフリカランド	国債証券 1銘柄	84.2%	100.0%
	特殊債券 1銘柄	15.8%	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

トルコ・リラ・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年12月15日現在)
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		27,932,665
コール・ローン		3,688,388
国債証券		53,586,693
特殊債券		8,438,541
未収利息		295,921
前払費用		911,189
流動資産合計		94,853,397
資産合計		94,853,397
負債の部		
流動負債		
未払金		27,504,434
その他未払費用		6,790
流動負債合計		27,511,224
負債合計		27,511,224
純資産の部		
元本等		
元本		99,765,878
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		△32,423,705
元本等合計		67,342,173
純資産合計		67,342,173
負債純資産合計		94,853,397

（注）「トルコ・リラ・マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年12月15日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成20年8月29日 至 平成20年12月15日
----	-------------------------------

1. 有価証券の評価基準および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買取相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成20年12月15日現在)
----	-----------------

1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	83,000,000円
同期中における追加設定元本額	22,571,394円
同期中における一部解約元本額	5,805,516円
同期末における元本の内訳	
BRICs プラスVISTA短期債券ファンド	99,765,878円
計	99,765,878円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は32,423,705円であります。
3 平成20年12月15日における受益権の総数	99,765,878口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成20年12月15日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	53,586,693	△148,494
特殊債券	8,438,541	△70,248
合計	62,025,234	△218,742

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 平成20年8月29日 至 平成20年12月15日
1. 取引の内容 当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針 ファンド運用の効率化を図るため、為替予約取引は、価格変動リスク並びに為替変動リスクを回避する目的に限定せずに利用する場合があります。
3. 取引の利用目的 為替予約取引は、主に外貨建債券の買付けのための外貨資金の調達及び外貨建債券の売却代金に係る円資金の調達を利用目的としております。
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定ならびに当該親投資信託の運用ガイドラインに従い、運用担当部門が行った取引内容を運用リスク管理担当部署で把握し、当該親投資信託全体のリスク管理を日々行っております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	（平成20年12月15日現在）
1口当たり純資産の額	0.6750円
（1万口当たり）	（6,750円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	467,278.80	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	448,107.15	
		小計	1,000,000.00	915,385.95	
				(53,586,693)	
国債証券	合計			53,586,693	
				(53,586,693)	
特殊債券	トルコリラ	15% INT BK RECON&DEV IBR	150,000.00	144,150.00	
		小計	150,000.00	144,150.00	
				(8,438,541)	
特殊債券	合計			8,438,541	
				(8,438,541)	
合計				62,025,234	
				(62,025,234)	

有価証券明細表注記

（注1） 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注2） 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注3） 合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注4） 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
トルコリラ	国債証券 2銘柄	86.4%	100.0%
	特殊債券 1銘柄	13.6%	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

アルゼンチン・ペソ・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年12月15日現在)
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		2,878,017
コール・ローン		27,700,852
国債証券		39,979,920
未収利息		235
流動資産合計		70,559,024
資産合計		70,559,024
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		3,818,759
未払金		396,400
その他未払費用		6,790
流動負債合計		4,221,949
負債合計		4,221,949
純資産の部		
元本等		
元本		78,995,646
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		△12,658,571
元本等合計		66,337,075
純資産合計		66,337,075
負債純資産合計		70,559,024

(注) 「アルゼンチン・ペソ・マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年12月15日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年8月29日 至 平成20年12月15日
----	-------------------------------

1. 有価証券の評価基準および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。
2. デリバティブの評価基準および評価方法	(1) 直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格提供情報会社の提供する価額で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年12月15日現在)
1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	83,000,000円
同期中における追加設定元本額	22,761,619円
同期中における一部解約元本額	26,765,973円
同期末における元本の内訳	
B R I C s プラス V I S T A 短期債券 ファンド	78,995,646円
計	78,995,646円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,658,571円であります。
3 平成20年12月15日における受益権の総数	78,995,646口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成20年12月15日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	39,979,920	43,920
合計	39,979,920	43,920

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 平成20年 8 月29日 至 平成20年12月15日
1. 取引の内容 当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では直物為替先渡取引及び為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針 ファンド運用の効率化を図るため、直物為替先渡取引及び為替予約取引は、価格変動リスク並びに為替変動リスクを回避する目的に限定せずに利用する場合があります。
3. 取引の利用目的 直物為替先渡取引は、対象通貨の動きを反映する運用成果を目指しております。 為替予約取引は、主に外貨建債券の買付けのための外貨資金の調達及び外貨建債券の売却代金に係る円資金の調達を利用目的としております。
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動による市場リスク及び取引の相手方の信用リスクであります。

5. 取引に係るリスクの管理体制

デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定ならびに当該親投資信託の運用ガイドラインに従い、運用担当部門が行った取引内容を運用リスク管理担当部署で把握し、当該親投資信託全体のリスク管理を日々行っております。

6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成20年12月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超(円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	直物為替先渡取引				
	買建				
	アルゼンチン・ペソ	54,678,000	—	53,459,041	△1,218,959
	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	66,369,800	—	63,770,000	△2,599,800
	合計	121,047,800	—	117,229,041	△3,818,759

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 直物為替先渡取引

①価格提供会社が計算日の対顧客相場の仲値を基準として計算し、提供する価額により評価しております。

②直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(2) 為替予約取引

①計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

イ) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

ロ) 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

②計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(平成20年12月15日現在)
1口当たり純資産の額	0.8398円
(1万口当たり)	(8,398円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第547回 政府短期証券	40,000,000	39,979,920	
		小計	40,000,000	39,979,920	
国債証券	合計			39,979,920	
合計				39,979,920	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下は、平成21年1月30日現在のファンドの純資産額計算書です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	560,324,958 円
II 負債総額	18,561,901 円
III 純資産総額(I－II)	541,763,057 円
IV 発行済数量	725,890,000 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.7463 円

(参考情報) 親投資信託受益証券の純資産額計算書

ブラジル・レアル・マザーファンド

I 資産総額	60,800,298 円
II 負債総額	8,995 円
III 純資産総額(I－II)	60,791,303 円
IV 発行済数量	88,534,572 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.6866 円

ロシア・ルーブル・マザーファンド

I 資産総額	55,957,891 円
II 負債総額	3,579,847 円
III 純資産総額(I－II)	52,378,044 円
IV 発行済数量	75,319,982 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.6954 円

インド・ルピー・マザーファンド

I 資産総額	313,547,226 円
II 負債総額	4,643,787 円
III 純資産総額(I－II)	308,903,439 円
IV 発行済数量	381,660,676 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.8094 円

中国・元・マザーファンド

I 資産総額	267,845,997 円
II 負債総額	262,987 円
III 純資産総額(I－II)	267,583,010 円
IV 発行済数量	305,850,534 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.8749 円

ベトナム・ドン・マザーファンド

I 資産総額	257,520,614 円
II 負債総額	9,846,438 円

Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	247,674,176 円
Ⅳ 発行済数量	283,614,036 口
Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.8733 円

インドネシア・ルピア・マザーファンド

Ⅰ 資産総額	243,438,768 円
Ⅱ 負債総額	14,087 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	243,424,681 円
Ⅳ 発行済数量	343,243,131 口
Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.7092 円

南アフリカ・ランド・マザーファンド

Ⅰ 資産総額	65,206,458 円
Ⅱ 負債総額	8,995 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	65,197,463 円
Ⅳ 発行済数量	96,793,392 口
Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.6736 円

トルコ・リラ・マザーファンド

Ⅰ 資産総額	64,165,211 円
Ⅱ 負債総額	8,995 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	64,156,216 円
Ⅳ 発行済数量	96,871,521 口
Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.6623 円

アルゼンチン・ペソ・マザーファンド

Ⅰ 資産総額	57,688,454 円
Ⅱ 負債総額	602,995 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	57,085,459 円
Ⅳ 発行済数量	67,149,325 口
Ⅴ 1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.8501 円

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	995,380,000	119,430,000

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

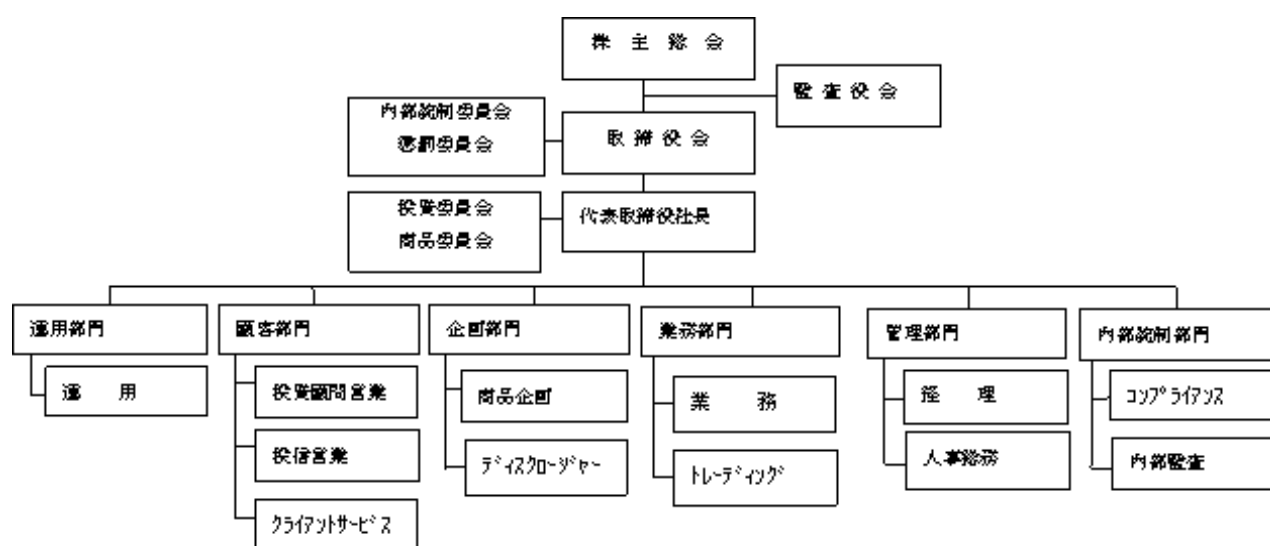
平成21年1月30日現在の委託会社の資本金の額：	1,030,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,100株
最近5年間ににおける資本金の額の増減：	平成16年12月21日に150,000,000円の増資 平成17年11月29日に25,000,000円の増資 平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

- ① 平成21年1月30日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上5名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

② 組織図

平成21年1月30日現在、委託会社の組織は次の通りとなっております。なお、委託会社の組織は将来変更される場合があります。



③ 投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。

投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社

長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年1月30日現在、委託会社が運用する投資信託（総ファンド数38本、純資産総額62,767百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	36	60,066
単位型株式投資信託	2	2,701
合計	38	62,767

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第8期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表についてはあらた監査法人、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人による監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

区 分	注記 番号	第8期 (平成19年3月31日現在)			第9期 (平成20年3月31日現在)		
		内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
現金			127			137	
預金			628,606			755,883	
前払費用			10,219			9,854	
未収委託者報酬			86,366			62,409	
未収収益			61,516			24,182	
立替金			47,753			33,942	
その他			54			6,595	
流動資産計			834,644	92.3		893,005	92.9
固定資産							
有形固定資産			18,541			16,822	
建物附属設備	*1	15,068			12,801		
器具備品	*1	3,472			4,021		
無形固定資産			1,841			1,758	
ソフトウェア	*1	547			464		
電話加入権		1,294			1,294		
投資その他の資産			48,760			50,066	
長期差入保証金		48,760			47,760		
長期前払費用		-			2,306		
固定資産計			69,143	7.7		68,648	7.1
資産合計			903,787	100.0		961,653	100.0
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(負債の部)				%			%
流動負債							

預り金			18,726			15,170	
未払金			46,521			60,001	
未払手数料		43,715			31,358		
その他未払金		2,805			28,643		
未払費用			22,690			3,778	
未払委託調査費			167,461			78,368	
未払法人税等			2,709			1,637	
未払消費税等			4,850			-	
前受収益			-			355	
賞与引当金			17,000			-	
役員賞与引当金			7,000			1,500	
流動負債計			286,960	31.7		160,811	16.7
固定負債							
退職給付引当金			15,163			-	
長期未払金			-			2,666	
長期前受収益			-			4,868	
固定負債計			15,163	1.7		7,535	0.8
負債合計			302,123	33.4		168,346	17.5

区 分	注記 番号	第8期 (平成19年3月31日現在)			第9期 (平成20年3月31日現在)		
		内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			780,000	86.3		1,030,000	107.1
資本剰余金							
資本準備金		770,000			250,000		
資本剰余金合計			770,000	85.2		250,000	26.0
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△948,335			△486,693		
利益剰余金合計			△948,335	△104.9		△486,693	△50.6
株主資本合計			601,664	66.6		793,306	82.5
純資産合計			601,664	66.6		793,306	82.5
負債・純資産合計			903,787	100.0		961,653	100.0

(2) 【損益計算書】

				第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日			第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		
区 分			注記 番号	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	営業収益				%			%
		委託者報酬			1,367,689			994,998	
		投資顧問料			114,564			-	
		運用受託報酬			-			109,028	
		その他営業収益			56,770			45,952	
		営業収益計			1,539,023	100.0		1,149,979	100.0
		営業費用							
		支払手数料			447,225			365,681	
		広告宣伝費			6,035			8,259	
		調査費			543,323			363,208	
		調査費		48,508			46,150		
		委託調査費		493,858			316,269		
		図書費		955			788		
		委託計算費			15,015			1,744	
		営業雑経費			24,770			25,723	
		通信費		5,442			4,882		
		印刷費		17,694			19,478		
		諸会費		1,633			1,363		
		営業費用計			1,036,370	67.3		764,617	66.5
		一般管理費							
		給料	*1		426,866			419,591	
		役員報酬		36,862			40,684		
		給料・手当		353,198			367,674		
		賞与		2,805			9,733		
		役員賞与		10,000			-		
		賞与引当金繰入額		17,000			-		
		役員賞与引当金繰入額		7,000			1,500		
		租税公課			5,934			3,160	
		不動産賃借料			31,093			32,830	
		退職給付費用			9,689			10,507	
		固定資産減価償却費			4,418			4,055	
		消耗器具備品費			10,181			11,262	
	機器賃借料			67,839			65,736		
	法律専門家報酬			4,400			6,767		
	新人採用費			13,776			18,862		
	諸経費			73,714			95,101		
	一般管理費計			647,916	42.1		667,874	58.0	
	営業損失					145,262	△9.4		282,512
営 業 外 損 益 の 部	営業外収益								
	受取利息				0			0	
	その他営業外収益	*3			2,689			0	
	営業外収益計				2,689	0.2		0	0.0
	営業外費用								
	為替差損				2,554			3,249	
	株式交付費償却				-			1,817	
その他営業外費用	*4				4,434			1,220	
営業外費用計					6,989	0.5		6,286	0.6
経常損失					149,562	△9.7		288,798	△25.1
特 別 損 益 の 部	特別利益								
	賞与引当金戻入				198			1,390	
	特別利益計				198	0.0		1,390	0.1
	特別損失								
	固定資産除却損				1,453			-	
特別退職加算金					-			20,000	
特別損失計					1,453	0.1		20,000	1.7
税引前当期純損失					150,817	△9.8		307,407	△26.7
法人税等		*2			950	0.0		-	
法人税、住民税及び事業税					-			950	0.1
当期純損失					151,767	△9.9		308,357	△26.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	630,000	620,000	620,000	△796,568	△796,568	453,431	453,431
事業年度中の変動額							
新株の発行	150,000	150,000	150,000			300,000	300,000
当期純損失（△）				△151,767	△151,767	△151,767	△151,767
事業年度中の変動額合計	150,000	150,000	150,000	△151,767	△151,767	148,232	148,232
平成19年3月31日残高	780,000	770,000	770,000	△948,335	△948,335	601,664	601,664

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益 剰余金			
平成 19 年 3 月 31 日残高	780,000	770,000	770,000	△ 948,335	△ 948,335	601,664	601,664
事業年度中の変動額							
当期純損失				△ 308,357	△ 308,357	△ 308,357	△ 308,357
繰越利益剰余金補填		△ 770,000	△ 770,000	770,000	770,000	—	—
新株の発行	250,000	250,000	250,000			500,000	500,000
事業年度中の変動額合計	250,000	△ 520,000	△ 520,000	461,642	461,642	191,642	191,642
平成 20 年 3 月 31 日残高	1,030,000	250,000	250,000	△ 486,693	△ 486,693	793,306	793,306

重要な会計方針

項 目	第8期	第9期
	自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日

1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	有形固定資産 同 左 無形固定資産 同 左
2. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支払時に全額費用処理しております。	株式交付費 同 左
3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
4. 引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。	(1) _____ (2) _____ (3) 役員賞与引当金 同 左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
-------------------------------------	-------------------------------------

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は601,664千円であります。	
	（固定資産の減価償却の方法） 法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。

表示方法の変更

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
	前事業年度まで「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 前事業年度まで「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。

追加情報

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
	法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第8期 （平成19年3月31日現在）	第9期 （平成20年3月31日現在）								
*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 (1) 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>5,717千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4,232千円</td></tr> </table> (2) 無形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備	5,717千円	器具備品	4,232千円	*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 (1) 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>8,504千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5,219千円</td></tr> </table> (2) 無形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備	8,504千円	器具備品	5,219千円
建物附属設備	5,717千円								
器具備品	4,232千円								
建物附属設備	8,504千円								
器具備品	5,219千円								

ソフトウェア	3,479千円	ソフトウェア	3,760千円
--------	---------	--------	---------

(損益計算書関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
*1 役員報酬の限度額は、次の通りです。 取締役 年額 250,000千円 監査役 年額 15,000千円	1 _____
*2 法人税等 法人税等950千円は住民税であります。	2 _____
*3 その他営業外収益 調査費戻入 1,287千円 業務処理過誤 860千円 団体保険配当金 506千円 東京法務局取戻利息 19千円 法人税、地方税還付金等 6千円	3 _____
*4 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用を計上した ものであります。	*4 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 1,220千円

(株主資本等変動計算書関係)

第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,500	600	-	3,100
合 計	2,500	600	-	3,100

(注) 平成18年12月7日に、株主割当の方法による新株式600株を発行いたしました。

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,100	1,000	-	4,100
合 計	3,100	1,000	-	4,100

(注) 平成19年11月30日に、株主割当の方法による新株式1,000株を発行いたしました。

(リース取引関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額相 当額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具 備品</td><td>8,969</td><td>5,440</td><td>3,528</td></tr><tr><td>ソフトウ エア</td><td>11,641</td><td>9,121</td><td>2,520</td></tr><tr><td>合計</td><td>20,610</td><td>14,561</td><td>6,048</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具 備品	8,969	5,440	3,528	ソフトウ エア	11,641	9,121	2,520	合計	20,610	14,561	6,048	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額相 当額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具 備品</td><td>3,292</td><td>1,143</td><td>2,148</td></tr><tr><td>ソフト ウェア</td><td>8,400</td><td>7,560</td><td>840</td></tr><tr><td>合計</td><td>11,692</td><td>8,703</td><td>2,988</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具 備品	3,292	1,143	2,148	ソフト ウェア	8,400	7,560	840	合計	11,692	8,703	2,988
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																														
器具 備品	8,969	5,440	3,528																														
ソフトウ エア	11,641	9,121	2,520																														
合計	20,610	14,561	6,048																														
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																														
器具 備品	3,292	1,143	2,148																														
ソフト ウェア	8,400	7,560	840																														
合計	11,692	8,703	2,988																														
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																																
1 年内 3,204千円	1 年内 1,432千円																																
<u>1 年超 3,137千円</u>	<u>1 年超 1,704千円</u>																																
合計 6,341千円	合計 3,137千円																																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																
支払リース料 4,907千円	支払リース料 3,218千円																																
減価償却費相当額 4,430千円	減価償却費相当額 2,921千円																																
支払利息相当額 324千円	支払利息相当額 168千円																																
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左																																
(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法																																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左																																

(有価証券関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	同 左

(デリバティブ取引関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	同 左

(退職給付関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1.採用している退職給付制度の概要 当社は平成17年12月31日より従来の確定給付型の退職一時金制度から確定拠出型年金制度に移行しております。 2.退職給付債務に関する事項 <u>退職給付債務</u> 15,163千円 退職給付引当金 15,163千円 (注1)当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。 3.退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 9,689千円 退職給付費用 9,689千円 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。	1.採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出型年金制度を採用しております。 2. _____ 3.退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 10,507千円 退職給付費用 10,507千円 他に特別退職加算金20,000千円を計上しております。 4. _____

(税効果会計関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 繰越欠損金 332,103 未払保険料否認 1,263 未払賞与否認 1,141 未払事業税否認 716 賞与引当金否認 6,917 退職給付引当金否認 6,169 その他 481 繰延税金資産小計 348,793	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 繰越欠損金 129,623 未払保険料否認 598 未払賞与否認 3,961 役員賞与引当金否認 610 未払事業税否認 279 確定退職金未払否認 1,085 減価償却超過額否認 603 繰延税金資産小計 136,762

評価性引当額	(348,793)	評価性引当額	(136,762)
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	-	繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	-	繰延税金資産の純額	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。	

(関連当事者との取引)

第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本アジアホールディングス株式会社	東京都千代田区	2,641百万円	国内外の企業への投資及び経営管理	被所有直接100%	1名	経営管理	株主割当増資	500,000千円	—	—

(1株当たり情報)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	194,085円29銭	1株当たり純資産額	193,489円48銭
1株当たり当期純損失	56,440円05銭	1株当たり当期純損失	89,743円15銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純損失の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 151,767千円 普通株式に係る当期純損失 151,767千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 2,689株		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純損失の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 308,357千円 普通株式に係る当期純損失 308,357千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 3,436株	

(重要な後発事象)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当社は、平成19年6月20日開催の定時株主総会において、欠損填補のための資本準備金の減少を決議しました。これは、今後の財務基盤の安定性を確保するためには資本構成の改善が必要であると判断し、繰越欠損金を填補するためのものです。 1.減少する資本準備金の額 770,000千円 2.資本準備金減少のスケジュール 定時株主総会決議日 平成19年6月20日 効力発生日 平成19年6月29日	当社は、平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議しました。 1.減少する資本準備金の額 250,000千円 2.資本準備金減少のスケジュール 定時株主総会決議日 平成20年6月23日 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日 平成20年6月30日

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、公認会計士法の定める監査法人の種類変更により、平成20年7月1日付で新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

1. 中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

区 分	注記 番号	第10期中間会計期末		
		平成20年9月30日		
		内 訳 (千円)	金 額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
現金			249	
預金			597,488	
前払費用			13,099	
未収委託者報酬			72,740	
未収収益			20,903	
立替金			25,992	
未収消費税等			1,710	
流 動 資 産 計			732,184	94.4
固定資産				
有形固定資産			17,054	
建物附属設備	*1	11,671		
器具備品	*1	3,508		
リース資産	*1	1,874		
無形固定資産			1,657	
ソフトウェア	*1	363		
電話加入権		1,294		
投資その他の資産			24,655	
長期差入保証金		22,760		
長期前払費用		1,894		
固 定 資 産 計			43,367	5.6
資 産 合 計			775,551	100.0

区 分	注記 番号	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
預り金			11,435	
未払金			40,725	
未払手数料		23,143		
その他未払金		17,581		
リース債務			549	
未払費用			1,937	
未払委託調査費			65,410	
未払法人税等			1,819	
前受収益			815	
流 動 負 債 計			122,693	15.9
固定負債				

リース債務			1,427	
長期未払金			2,666	
長期前受収益			3,999	
固 定 負 債 計			8,093	1.0
負 債 合 計			130,786	16.9
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			1,030,000	132.8
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△385,235		
利益剰余金計			△385,235	△49.7
株主資本合計			644,764	83.1
純資産合計			644,764	83.1
負債・純資産合計			775,551	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)		
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	百分比
営業収益				%
委託者報酬			324,109	
運用受託報酬			42,665	
投資兼業報酬			7,319	
営業収益計			374,094	100.0
営業費用				
支払手数料			125,604	
広告宣伝費			1,160	
調査費			103,997	
調査費		22,945		
委託調査費		80,689		
図書費		361		
委託計算費			880	
営業雑経費			8,475	
通信費		2,345		
印刷費		5,189		
諸会費		940		
営業費用計			240,116	64.2
一般管理費				
給料			158,387	
役員報酬		11,742		
給料・手当		145,754		
賞与		891		
租税公課			1,551	
不動産賃借料			17,035	
退職給付費用			4,256	
固定資産減価償却費			2,728	
消耗器具備品費			2,532	
機器賃借料			33,286	
新人採用費			2,250	
諸経費			58,401	
一般管理費計			280,429	74.9
営業損失			146,451	△39.1
営業外収益				
受取利息			0	
その他営業外収益	*2		546	
営業外収益計			547	0.1
営業外費用				
支払利息			52	

為替差損			65	
その他営業外費用	*3		1,766	
営業外費用計			1,884	0.5
経常損失			147,788	△39.5
特別損失				
固定資産廃棄損			130	
リース会計基準の適用に伴う影響額			147	
特別損失計			278	0.0
税引前中間純損失			148,067	△39.5
法人税 住民税及び事業税			475	0.1
中間純損失			148,542	△39.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

第10期（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主 資本 合計	
		資本準 備 金	資 本 剰余金 合 計	その他利 益剰余金	利 益 剰余金		
				繰越利益 剰 余 金	合 計		
平成20年3月31日残高	1,030,000	250,000	250,000	△486,693	△486,693	793,306	793,306
中間会計期間中の変動額							
資本準備金の取崩（欠損 填補）		△250,000	△250,000	250,000	250,000	—	—
中 間 純 損 失				△148,542	△148,542	△148,542	△148,542
中間会計期間中の変動額合 計	—	△250,000	△250,000	101,457	101,457	△148,542	△148,542
平成20年9月30日残高	1,030,000	—	—	△385,235	△385,235	644,764	644,764

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	第 1 0 期中間会計期間 （自 平成 2 0 年 4 月 1 日 至 平成 2 0 年 9 月 3 0 日）
-----	---

1.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 リース資産を除いて定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 これによる損益への影響は軽微であります。また、中間財務諸表等規則の改正により、有形固定資産が1,874千円、流動負債が549千円、固定負債が1,427千円増加しております。
2.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第10期中間会計期末 （平成20年9月30日）									
*1 固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。 (1) 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>9,634千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5,473千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>1,114千円</td></tr> </table> (2) 無形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>3,861千円</td></tr> </table>	建物附属設備	9,634千円	器具備品	5,473千円	リース資産	1,114千円	ソフトウェア	3,861千円	
建物附属設備	9,634千円								
器具備品	5,473千円								
リース資産	1,114千円								
ソフトウェア	3,861千円								

（中間損益計算書関係）

第10期中間会計期間 （自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月 30日）					
*1 固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>2,627千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>101千円</td></tr> </table>	有形固定資産	2,627千円	無形固定資産	101千円	
有形固定資産	2,627千円				
無形固定資産	101千円				
*2 その他営業外収益は、主に賃借料過剰請求による戻り額であります。					
*3 その他営業外費用は、業務処理過誤により発生した費用であります。					

（中間株主資本等変動計算書関係）

第10期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,100	—	—	4,100
合 計	4,100	—	—	4,100

2.新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3.配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第10期中間会計期間 （自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月 30日）
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） （借主側） ①リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 ②リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第10期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月 30日)	
1株当たり純資産	157,259円73銭
1株当たり中間純損失	36,229円76銭

（注）1.潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）における1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算上の中間純損失	148,542千円
普通株式に係る中間純損失	148,542千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
期中平均株式数	4,100株

（重要な後発事象）

第10期中間会計期間
（自 平成20年4月 1日
至 平成20年9月 30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称

野村信託銀行株式会社

② 資本金の額（平成20年9月30日現在）

300億円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年9月30日現在)	事業の内容
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきなわ証券株式会社	628百万円	
インヴァスト証券株式会社	5,965百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出しています。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成20年12月19日

独立監査人の監査報告書

平成21年3月2日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBRICsプラスVISTA短期債券ファンドの平成20年8月29日から平成20年12月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BRICsプラスVISTA短期債券ファンドの平成20年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月9日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 小西文夫㊞

代表社員

業務執行社員 公認会計士 樽本修平㊞

業務執行社員 公認会計士 久保隆 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月4日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小西文夫 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本修平 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月20日開催の定時株主総会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。